

国立大学法人高知大学資産貸付取扱基準

平成16年4月1日
規則第97号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が管理する資産の貸付けの取扱いについて定める。

(資産の貸付けができる範囲)

第2条 国立大学法人高知大学物品管理規則第15条第1項及び国立大学法人高知大学財産管理規則第13条第1項の規定により、大学の事務又は事業に支障がないと認められる場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 本学の成果普及、広報等の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合
- (2) 本学の事務、事業の一部を本学以外の者に代行又は委託した場合において、資産の一部を使用させなければ本学の事務、事業の円滑な運営が期せられない場合
- (3) 本学の役職員、学生、病院における入院患者等（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、理髪店その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
- (4) 本学の施設を公開する場合において、来学者へのサービス等を本学以外の者に行わせるため、資産の一部を使用させる場合
- (5) 本学の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合で、職員等又は本学に來学する多数の者が多大な利便を受けると認められる場所に、現金自動受払設備を設置する場合
- (6) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- (7) 信号機、電柱の設置のように公共の見地からの要請が強い場合において、僅少な面積について使用を認める場合
- (8) 次のいずれかに該当し、使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としない場合
 - (イ) 公共的な講演会、研究会等のため使用させる場合
 - (ロ) 交通事情の見地から警察署からの要請があり、土地の一部を駐車場としても使用

させる場合

- (ハ) 資産の一部（グラウンド等）を地方公共団体等の主催する野球大会等に使用させる場合
- (9) 次のいずれかに該当し、当該施設の使用を認めないことが本学の立場上又は社会的、経済的見地から妥当でない場合（ただし、本学の事務、事業に支障のない場合に限る。）
 - (イ) 本学の研究施設を使用しなければ研究、試験、試作等が困難な場合において、当該施設を使用させる場合
 - (ロ) 隣接地の所有者が本学保有地を使用しなければ下水を下水道まで通過させることができない場合等において、下水管等を設置させる場合
 - (ハ) 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第5条第2項に規定する承認事業者であって、本学における技術に関する研究成果について、大学等技術移転促進法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業を行う者又は同法第12条第2項に規定する認定事業者であって、大学等における技術に関する研究成果について、同法第12条第1項に規定する事業を行う者に当該事業の用に供するため本学の施設を使用させることが必要と認められる場合
 - (ニ) 大学等技術移転促進法第13条第1項に規定する認定を受けた者であって、同項に規定する事業を行う者に当該事業の用に供するため本学の施設を使用させることが必要と認められる場合
 - (ホ) 本学の研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う中小企業又は個人に当該事業の用に供するため本学の施設を使用させることが必要と認められる場合
- (10) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合

2 前項の取扱いについて、本学の資産を貸し付けるにあたっては、必要最小限にとどめ、かつ、現状のまま貸し付けることとし、貸付けの終了に伴い容易に原状回復ができる状態におくことを原則としなければならない。

（無償貸付）

第3条 本学の資産は、国、独立行政法人、地方公共団体その他公法人（以下「国等」という。）又は本学の事務、業務を委託若しくは共同で行う者に貸し付ける場合で、次の

各号の一に該当する場合は、無償で貸し付けることができる。

- (1) 本学の土地に消防施設、郵便ポストその他公共のための施設を設置するために資産を貸し付ける場合
- (2) 本学の資産を貸し付けることが、公共的、社会的、経済的見地からも妥当と認める場合で、国等に一時的に貸し付ける場合
- (3) 本学の職員等の福利厚生を目的とする法人その他の団体にその事業の用に供するために資産を貸し付ける場合
- (4) 労働協約の定めにより、労働組合に資産を貸し付ける場合
- (5) 研究又は事業を委託若しくは共同で行う場合に資産を貸し付ける場合で、当該契約書等に当該資産を無償貸付けができることが記載されている場合
(貸付けとみなさない範囲)

第4条 次の施設は、本学の事務、事業の遂行のため、本学が当該施設を提供するものであるから、この基準でいう貸付けとはみなさない。

イ 病院における患者への給食、学校における児童生徒への給食、病院における基準寝具の提供等法律上本学が行うべき業務を本学以外の者に委託した場合において、それらの業務を行うため必要な厨房施設、寝具格納施設等

ロ 病院経営の委託のように本学の事務、事業の一部を本学以外の者に委託した場合において、それらの事務、事業を行うため必要な施設（ただし、本学の施設を使用させることが契約書に明記されており、かつ、当該業務以外に本学の施設を使用しない場合に限る。）

ハ 清掃、警備、運送等の役務を国以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設（ただし、当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として一般化しており、かつ、契約書に施設を提供することが明記されている場合に限る。）

(貸付手続)

第5条 資産の貸付契約を行うにあたっては、別添1の「資産貸付許可書(例)」を参照にして、契約条項等必要な条件を付するものとし、貸付けを希望する者(以下「借受人」という。)から様式1による「申請書」を学長に提出させなければならない。

(借受人の選定)

第6条 借受人の選定にあたっては、資力、信用、技能等を十分調査しなければならない。

(貸付期間)

第7条 貸付期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要に応じて貸付期間を更新することを妨げないものとする。

2 前項ただし書により、貸付期間の更新を希望する場合は、貸付期間延長のための申請書を学長に提出させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず国の取扱いに準じた貸付期間とすることができるほか、貸付契約をする期間を1年以内とすることが著しく実情にそわない場合は、その必要の程度に応じて定めるものとする。

(付保)

第8条 資産の貸付けにおいて、必要に応じて借受人に本学を受取人とする損害賠償保険契約等を締結させるものとする。

(貸付料の算定)

第9条 資産の貸付料は、別添2「貸付料算定基準」に基づいて算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(費用の負担)

第10条 貸付資産の引渡し及び返納に要する費用は、借受人の負担とする。

(報告等)

第11条 学長は、必要があると認めるときは、貸付資産の使用状況について借受人から報告を徴し、又は使用場所に立入調査をすることができる。

2 学長は、借受人が貸付資産を滅失又はき損したときは、遅滞なく滅失又はき損の状況に関して、報告書を徴し、必要な指示を与えなければならない。

(賠償責任)

第12条 学長は、前条第2項の場合において、滅失又はき損が相手方の責に帰すべき事由により発生したものであると認めるときは、借受人にその負担において滅失又はき損した貸付資産を補てん若しくは修理させ、又は金銭をもってその損害を賠償させることができる。

(光熱水料等の徴収)

第13条 学長は、借受人が本学内で使用した電気料、水道料、電話料、ガス料等は徴収しなければならない。

2 前項は、契約条件で別の定めをした場合においては、この限りでない。

(原状回復等)

第14条 借受人は、貸付期間が終了したときは、必ず指定した期日までに原状回復のうえ、当該資産の引渡しをさせなければならない。ただし、契約条件で別に定めた場合においては、この限りでない。

(基準の特例)

第15条 この基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別の事情があるときは、学長の許可を得て、別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規則第109号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月10日規則第20号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別添1「資産貸付許可書（例）」

資産貸付許可書

年 月 日

借受者 住所

氏名 殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けをもって申請のあった本学管理の資産を貸付けすることについては、下記の条件を付して許可する。

記

（貸付許可物件）

第1条 貸付けをする物件は次のとおりである。

所 在

区 分

数 量

使用部分 別図のとおり

（指定する用途）

第2条 貸付けを許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（貸付許可期間）

第3条 貸付けを許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

なお、貸付期間の更新を受けようとするときは、貸付けを許可された期間の満了2ヶ月前までに、書面をもって学長に申請しなければならない。この場合において、書面は、電子メールに添付し提出することができる。

（貸付料及び延滞金）

第4条 貸付料は、 円とし、国立大学法人高知大学出納役の発する請求書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条により計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第5条 学長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、貸付料を改定することができる。

（物件保全義務等）

第6条 貸付けを許可された者は、善良な管理者の注意をもって貸付けを許可された物件を維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、貸付けを許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（貸付上の制限）

第7条 貸付けを許可された者は、貸付けを許可された期間中、貸付けを許可された物件を第2条に規定する用途以外に供してはならない。

2 貸付けを許可された者は、貸付けを許可された物件を他の者に転貸し又は担保に供してはならない。

3 貸付けを許可された者は、貸付けを許可された物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。この場合において、書面は、電子メールに添付し提出することができる。

（貸付許可の取消し又は変更）

第8条 学長は、次の各号の1に該当するときは、貸付許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 貸付けを許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 本学において貸付けを許可した物件を必要とするとき。

（原状回復）

第9条 学長が貸付許可を取り消したとき、又は貸付けを許可した期間が満了したときは、貸付けを許可された者は、自己の負担で、学長の指定する期日までに、貸付けを許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、学長が特に承認したときは、この限りでない。

2 貸付けを許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、学長は、貸付けを許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合貸付けを許可された者は、学長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 貸付けを許可された者は、その責に帰する事由により、貸付けを許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付けを許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸し付けた物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、貸付けを許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 貸付許可の取消しが行われた場合においては、貸付けを許可された者は、貸付けを許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 学長は、貸付けを許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他貸付けを許可した物件の使用について疑義を生じたときは学長の決定するところによるものとする。

別添2「貸付料算定基準」

第1 土地の貸付料

1 継続的貸付料

計算式 貸付料＝前回の貸付料 a ×スライド率 b

a = 下記第5による調整前の前回の貸付料とする。(以下同じ。)

b = 財務局長等が、普通財産貸付料算定のため消費者物価指数及び地価変動率を基に一定の地域毎又は用途地域毎に設定した率による。

2 新規貸付料

計算式 貸付料＝貸付資産の相続税課税標準額 a ×期待利回り b

a = 貸付期間の初日の直近における相続税評価額（貸付期間の初日が9月以降であるものはその年の相続税評価額を用いる。）

b = 「貸付先例毎に算定した使用料÷当該先例に係る相続税評価額」の平均値（いずれも直近改定時の数値を用いる。）

(注) 1 期待利回り b は、新規に貸付けを行う財産の近隣地域内の貸付先例毎に求めた期待利回りの平均値とする。(小数点第4位(第5位以下切捨て。))

2 相続税評価額とは、土地の現況地目に応じて「財産評価基準基本通達」昭和39年4月25日付直資産56直審(資)17国税庁長官通達)の規定に基づく路線価方式又は倍率方式によって算定された平方メートル当たりの価格に当該貸付けに係る部分の面積を乗じて得た額をいう。

第2 建物の貸付料

1 継続的貸付料

計算式 貸付料＝A + B

A = (前回の使用料 a ×スライド率 b) ×経年による残価変動率 c

a = 建物のみ(土地を含まない。)の前回の貸付料

b = 財務局長等が、普通財産貸付料算定のため消費者物価指数及び地価変動率を基に一定の地域毎又は用途地域毎に設定した率による。

c = 1 - { (1 - 建物残存割合) / 建物耐用年数 × 前回算定時からの経過年数 }

(注) 建物耐用年数及び建物残存割合は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産

の耐用年数表」及び同別表第10「減価償却資産の残存割合表」に定めるところによる。なお、建物の耐用年数が満了した時点以降において建物使用料を算定しようとする場合には、経年による残価変動率Cは1.00に据え置くものとする。

$$B = \text{当該建物の建て面積に相当する土地の貸付料} \times \\ \text{当該建物のうち貸付面積} / \text{当該建物の延べ面積}$$

(注) 1 土地の貸付料は、上記第1によって算定したものとする。

2 一棟の建物の延べ面積の5割以上を本学以外の者に貸し付ける場合は、上記算定中「当該建物の建て面積」を「当該建物に必要な敷地面積」に読み替えて適用する。

2 新規使用料

当該貸付けを行おうとする資産の近隣地域内に所在する、借受人の利用目的と類似している用途に供されている賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等により算定する。なお、これにより難しい場合は、貸付先例により算定することができるものとする。

3 建物の一部を貸付けする場合において、借受人の従業員、来客等が占有部分のほか共用部分についても専ら使用するとき、共用部分を含めて貸付料を算定する。

第3 一時的貸付料

貸付期間が一時的な場合の貸付料の算定は、次によるものとする。

1 土地の貸付料

計算式 貸付料 = 貸付資産の相続税課税標準額 a × 期待利回り b

a = 貸付期間の初日の直近における相続税評価額（貸付期間の初日が9月以降であるものはその年の相続税評価額を用いる。）

b = 財務局長等が、普通財産貸付料算定のため使用許可しようとする財産が含まれている地域を対象として、短期間の暫定的利用に係る貸付けにおける複数の賃貸取引事例を基に設定した率による。

2 建物の貸付料

当該貸付けを行おうとする資産の近隣地域内に所在する、借受人の利用目的と類似している用途に供されている賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等により算定する。

第4 土地又は建物以外のものの貸付料

実情に応じて貸付料を定めるものとする。

第5 前年次貸付料との調整

1 貸付許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料を超える場合

第1又は第2に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料（前年次の期間が1年に満たない場合は、年額に換算した額とする。以下同じ。）の1.05倍を超えるときは、前年時貸付料の1.05倍の額をもって当該年次の貸付料とする。

2 貸付許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料に満たない場合

第1又は第2に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料の8割に満たない場合は、前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とすることができる。ただし、平成16年度においては、前年度貸付料とは国として用いていた使用料とする。

第6 本算定基準の特例

本算定基準にかかわらず国の取扱いに準じ貸付料を算定することができるほか、本算定基準により貸付料を算定することが著しく実情にそわないと認められる場合には、学長の許可を得て別に貸付料を定めることができる。

様式1

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

申請者 住 所
氏 名

資産貸付許可の申請について

下記のとおり貴学資産の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 貸付けを受けようとする物件

所 在

区 分

数 量

2. 貸付けを受けようとする理由

3. 利用計画

4. 貸付けを受けようとする期間

年 月 日から

年 月 日まで

5. その他参考となるべき事項